

埼玉県の酒と観光の魅力発信のための記事・パンフレット等制作業務委託 企画提案募集要項

埼玉県の酒と観光の魅力発信のための記事・パンフレット等制作業務委託企画提案競技の実施については、この要項に定めるとおりとする。

1 委託業務名

埼玉県の酒と観光の魅力発信のための記事・パンフレット等制作業務委託

2 委託業務内容

埼玉県の酒と観光の魅力発信のための記事・パンフレット等制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）

4 予算額

予算額 8,200,000円

※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- （1）過去3年間に国または地方公共団体、観光協会と本事業と類似した契約を誠実に履行した実績を有する者であること。
- （2）物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和6年7月19日埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」のうち小分類「広告代理業務」に登録されていること。
- （3）次のアからオまでのすべてに該当すること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りで

はない。

エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

6 スケジュール

ホームページへの掲載	令和7年4月25日（金）
質問事項受付開始	4月25日（金）
質問事項の受付期限	4月30日（水）15時まで
質問事項の回答	5月2日（金）
企画提案参加希望書の提出期限	5月9日（金）15時まで
企画提案書の提出期限	5月16日（金）15時まで
プレゼンテーション審査	5月22日（木）～23日（金）のいずれか1日
選考結果発表	5月下旬（予定）

※ 選考では、既提出の企画提案書を用い、Teams によるプレゼンテーションを行うこととする。なお、応募者多数の場合は企画提案書（書面）による一次審査を行い、プレゼンテーション参加者を決定する。一次審査実施の可否及びプレゼンテーション審査実施日は、5月9日（金）中に埼玉県ホームページに掲載するとともに、企画提案参加者にメールで通知する。

7 質問の受付及び回答

（1）質問の受付

本件に係る質問は、質問書（別記様式1）を下記メールアドレス宛てに電子メールにより提出するものとする。電話による質問は原則受け付けない。

メールアドレス：a3950-01@pref.saitama.lg.jp

件名：酒記事・パンフレット等制作業務委託企画提案質問書

（2）質問の回答

質問への回答は、埼玉県ホームページに掲載する。

8 企画提案参加表明

（1）企画提案参加希望書の提出

本業務委託の企画提案への参加を希望する場合は、あらかじめ企画提案参加希望書（別記様式2）、誓約書（別記様式3）及び添付資料（契約書、完了検査結果通知等）を下記メールアドレス宛てに電子メールにより提出するものとする。

メールアドレス：a3950-01@pref.saitama.lg.jp

件名：酒記事・パンフレット等制作業務委託企画提案参加希望書

9 企画提案書の提出

(1) 提出方法

企画提案書はA4判横長で作成しデータで提出すること（紙提出不可）。

データ形式はPowerPoint 又はPDFに限る。データ提出にあたり埼玉県の手配便を使用する場合は事前に引き取り便の送付を受けること。

メールアドレス：a3950-01@pref.saitama.lg.jp

件名：酒記事・パンフレット等制作業務委託企画提案書

(2) 記載内容

ア 企画提案書の1ページ目（表紙）には、次の事項を記載すること。

（ア）表題（埼玉県の酒と観光の魅力発信のための記事・パンフレット等制作業務委託企画提案書）

（イ）応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、E-Mail アドレス

イ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。

ウ 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。

（ア）基本方針

（イ）提案内容（記事の制作案、記事の掲載先、各広報物のレイアウト、デザイン案やインフルエンサーの選定案、ロゴデザインなど）

（ウ）成果目標（発行部数、リーチ数等）

（エ）業務実施体制

（オ）スケジュール

（カ）その他、必要と思われる事項

（キ）見積書（宛先は「埼玉県知事 大野元裕」とし、担当者の氏名及び法人等の連絡先を明記すること。代表者印の押印は不要である。）

エ 企画提案書の作成に際しては、仕様書の記載順に沿って明確に記載すること。また、提案に当たっては、「仕様書の内容を具体化したもの」「独自で上乘せるもの」の区別が明確に判別できるようにすること。

(3) その他

ア 企画提案は、1者につき1提案に限るものとする。（複数の提案は不可）

イ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

ウ 提出された応募書類は返却しない。また、応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

10 契約先候補の選考方法

選考方法の詳細は、県が設置する審査会で決定する。

なお、提出書類を提出した事業者が1者のみの場合にも、上記選考方法により、当該事業者の選定の可否を決定する。

(1) 第1次選考（書類審査）

提案事業者から提出された企画提案書を評価し、第一次選考通過事業者5者程度を選定する。提案書の提出が5者に満たないときは、全事業者をプレゼンテーション審査の対象とする。

(2) プレゼンテーション審査

第1次選考を通過した事業者を対象に Teams によるプレゼンテーションを実施する。

(3) 審査基準

審査にあたっては、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき、総合的に評価する。

11 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、順位点の合計点数が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、合計点数が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、合計点数が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

委託契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。受注者には立会人型電子契約サービス利用に係る費用負担は生じない。電子契約の利用について承諾がない場合は、従来通り紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

12 企画提案書の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

13 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 書留以外の方法で郵送されたもの。
- カ 提出書類に不足があるもの。

キ 企画提案協議参加希望書等に代表者の記名がないもの。

ク 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。

ケ 見積金額を訂正したもの。

コ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。

イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。

ウ 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

14 問い合わせ先

埼玉県産業労働部観光課 DMO支援・観光振興担当 中條

(住所) 〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号(第二庁舎1階)

(電話) 048-830-3955

(メールアドレス) a3950-01@pref.saitama.lg.jp